

## 五所川原市キャッシュレス決済等導入業務委託仕様書

本仕様書は、五所川原市窓口での証明書交付手数料等においてキャッシュレス決済及び POS に対応したレジの導入等についての内容を定めたものである。

### 1 目的

現金のみの取扱となっている市の窓口キャッシュレス決済を導入し、市民の生活スタイルに合わせたサービスの向上に取り組む。また、手数料等の支払のために利用者へ会計課と手続き担当課を往来させている現状を改善するよう、手続き担当窓口 POS レジ等を整備し、あわせて歳入に係るバックヤード事務の負担軽減や業務効率化を図る。

### 2 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

#### (1) 決済端末及び周辺機器の設置

決済端末及び周辺機器の設置場所及び設置数は仕様書別紙「設置場所及び設置数」のとおりとし、機器の仕様は「4 決済端末及び周辺機器の仕様」のとおりとする。また、導入したキャッシュレスサービスによる納付が可能であることを利用者案内するための掲示物（アクセプタンスマーク）を提供すること。対応サービスに変更が生じた場合は、その都度掲示内容を更新すること。

#### (2) POS 環境の設定

機器の設置場所における POS 環境の設定作業を次のとおりとする。なお、モバイル決済端末を除いた決済端末のインターネットへの接続回線（庁内 LAN）、設置場所における LAN 配線及び電源は本市が用意する。

##### ① 決済端末機の設定

設置場所に応じた決済端末の設定を行うこと。

##### ② 周辺機器の設定

決済端末に対応する自動釣銭機及びキャッシュドロア、レシートプリンタなどを接続し、必要な設定を行うこと。

#### (3) 研修の実施

次により決済端末の設置場所ごとに担当職員を対象とした操作研修を行うこと。

##### ① 研修の日程等は本市と受託者が協議して決定する。

##### ② 研修方法は、設置場所における対面研修とし、実機を用いて行うこと。

##### ③ 機器の操作方法及び設定変更方法等の操作手順を記載したマニュアルを電子データで提供すること。（ファイルフォーマットは、Microsoft Office 又は Adobe Reader に対応できるデータ形式とする。）

#### (4) キャッシュレス決済を行った対象の歳入科目等に係る地方自治法第 231 条の 2 の

### 3 第1項に規定する指定納付受託業務

- ① 納付方法は、納入義務者等に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であること。
- ② 各月末日を締め日として月単位で集計し、翌月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに指定する口座へ振り込むこと。
- ③ 利用日ごとのクレジットカード、電子マネー又は二次元コードの納付による利用件数及び利用金額等の明細を確認できること。
- ④ 納入義務者等が選択するクレジットカード、電子マネー又は二次元コードの支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。
- ⑤ 入金の際の振込手数料は指定納付受託者が負担すること。
- ⑥ 以下の決済サービス及び各ブランドについては必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。
  - ・クレジットカード：VISA、Mastercard、JCB
  - ・電子マネー：交通系 IC カード、WAON、nanaco
  - ・二次元コード：PayPay、楽天 Pay、auPAY、d 払い
- ⑦ 指定納付受託業務の対象となる収入の種類(導入窓口における令和5年度取扱実績)

・住民票の写し、住民票記載事項証明書など住民登録に関する証明書交付手数料、閲覧手数料	
・印鑑登録に関する証明書交付手数料	参考手数料
・戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書交付手数料	48,756,905 円
・所得課税証明書など税に関する証明書交付手数料	
・斎場使用料	参考件数
・がん検診負担金	77,841 件
・生産物の売払代金	
・その他手数料、使用料	

### (5) 機器の保守及び運用に関するサポート

- ① 機器及びアプリケーションを含めたシステム全体の保守を行うこと。
- ② コールセンターまたはカスタマーセンター等を設置し、機器の使用手法や保守の問い合わせに対応すること。
- ③ POS システムのバージョンアップや画面の構成変更などを行う場合には、事前に本市の担当者に報告すること。なお、バージョンアップによるプログラムリリースや配布については、キャッシュレス決済端末の運用に支障がないよう実施すること。
- ④ システム稼働後の決済ブランド追加について、適宜対応すること。

### 3 スケジュール

令和7年8月 委託候補者決定、契約締結

令和7年8月～9月 機器設置、設定、職員研修

令和7年10月1日 利用開始

令和7年10月～令和12年9月 保守、指定納付受託業務

#### 4 決済端末及び周辺機器の仕様

##### (1) モバイル決済端末

- ・クレジットカード、電子マネー決済に対応できること。
- ・POSレジと連携しなくても、端末だけで決済が可能であること。
- ・決済センターとは、無線（Wi-Fi、LTE 又は 5G など）で通信が可能であること。
- ・提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ・カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ・PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。

##### (2) キャッシュレス決済端末

- ・クレジットカード、電子マネー、QRコード決済に対応できること。
- ・4-（3）で導入するPOSレジと連動可能であり、POSレジとキャッシュレス決済端末とで金額の2度打ちが発生しないこと。
- ・提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ・カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ・PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。

##### (3) セミセルフ POS レジ及び卓上 POS レジ

- ・キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- ・決済誤り等発生時に返金処理が容易に可能であること。
- ・全ての決済サービスを一括で確認できる管理画面から取引履歴の確認、集計、CSV形式での日計表及び月計表の出力が可能であること
- ・窓口の名称、決済日、手数料等の名称、金額及び件数並びに決済手段が記載された明細を決済後に CSV 形式等で出力することができること。
- ・市税等納付書の指定バーコードの読み取りが可能であり、納付書金額を打ち込むことなく処理が可能なこと。
- ・取扱種目（各種証明書発行手数料等）ごとの商品登録が可能であること。また、そのメンテナンス（商品追加、削除、名称変更、金額修正等）が市で行えること。
- ・設置場所について、各設置場所のカウンター周辺を想定しているが、省スペース化の配慮や、構成する機材を分散して配置することが可能であること。加えて、決済端末本体やケーブル・付属機器等がカウンターや周辺における事務作業の妨げにならないデザインとなっていること。

##### (4) 自動釣銭機

- ・ POS レジと連動可能なこと。
- ・ 金種、金額等を POS レジから指定して、任意に取出しが可能であること。
- ・ 自動釣銭機または POS レジ上から自動釣銭機内の現金在高が確認できること。
- ・ 釣銭の取忘れ防止機能があること。

#### (5) キャッシュドロア

- ・ 現金決済時に決済端末の操作に連動して自動で開く機能を備えていること。
- ・ 4札6硬貨が格納できること。
- ・ 停電時や緊急時に手でドロアの開閉ができること。

#### (6) レシートプリンタ

- ・ 会計完了後、レシートプリンタから手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。なお、レシートには、設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更できること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できること。
- ・ インボイス制度に適応したレシート発行が可能であること。なお、レシートのタイトルは変更可能であること。
- ・ レシートは現金会計の場合は「領収書」、キャッシュレス会計の場合は「支払明細書」のように支払手段に応じて、任意の文言で出力できること。
- ・ オートカット機能を有すること。

### 5 決済手数料等の費用について

- ・ 決済手数料率は履行場所を問わず同じとし、各手段サービスごとに明示すること。
- ・ 収納入金確認後、収納金額に決済手数料率を乗じた額（税込）について、受託者の請求を受けて市が支払う形式とすること。ただし、請求書による支払ではなく、収納金等を指定の口座に振り込む際に、決済手数料相当額を相殺して振り込むことを提案し、市が承認した場合は、この限りではない。
- ・ 請求額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てること
- ・ 決済手数料にかかる請求書は、全ての履行場所の決済手数料を一括したものを、内訳明細を添えて、五所川原市長（総務部デジタル行政推進課）に請求すること

### 6 その他

- ・ 受託者は、業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、一部の業務について再委託する必要がある場合は、委託者の承諾を受け、受託者の責任のもと、本仕様書の内容を再委託者に遵守させることとし、委託者に通知すること。
- ・ 受託者は、本市の契約及び規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。
- ・ 委託者が必要と認めたときは、委託した業務についての立入検査を実施することができ

る。また、受託者はこの検査に協力しなければならない。

- ・本仕様書の内容に違反し、本市に損害を与えた時は、受託者は、委託者と協議の上その損害を賠償しなければならない。
- ・受託者は本市におけるキャッシュレス決済について、新聞等のマスメディアに対する通知、広告掲載等を行う場合は、事前に委託者の許可を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定する。